

平成30年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年3月8日(木)

議事日程(第4号)

平成30年3月8日午前10時開議

日程第1 議案質疑 議案第1号ないし議案第37号

日程第2 請願第1号

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑 議案第1号ないし議案第37号(一括上程)

日程第2 請願第1号

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	木村郁郎	議員
7番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
10番	菊池伸也	議員	11番	深谷秀峰	議員
12番	高星勝幸	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	加瀬智明	総務部長
綿引誠二	政策企画部長	西野千里	市民生活部長
滑川裕	保健福祉部長	武藤範幸	農政部長
岡崎泰則	商工観光部長	真中剛	建設部長
根本康弘	会計管理者	江尻伸彦	上下水道部長
江幡正紀	消防長	生天目忍	教育次長
金子充	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	江幡治	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明 事務局長 鴨志田智宏 議事係長
小林博則 総務係長

午前10時開議

○益子慎哉議長 おはようございます。ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 議案質疑 議案第1号ないし議案第37号

○益子慎哉議長 日程第1、議案質疑を行います。議案第1号から議案第37号まで、以上37件を一括議題といたします。通告がありますので、発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。

通告に基づいて、議案第3号、議案第5号、議案第8号及び議案第20号の4件について質疑を行います。

最初に、議案第3号常陸太田市行政組織条例の一部改正についてです。26ページにあります第1条及び第3条について伺います。市長の施政方針の中でも述べられておりますけれども、その改正の理由として、政策推進と広報戦略の機能強化を図るため、市長の権限に属する新たな行政組織として政策推進室を設置すること。このことについて3点伺いたいと思います。

1点目、条例改正の背景と改正目的、考え方について。

2点目、現組織のメリット及びデメリットについて。

3点目は、住民サービスの面から、その改正によることについてどうなのか、この3点を伺いたいと思います。

次に、議案第5号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてです。「企業立地促進法」が、新しく「地域未来投資促進法」と法改正が行われました。これまでの課税免除が平成27年度から平成29年度の3年間だった期間を、今度は名称を変えて、平成30年度から平成32年度の3年間、さらに延長をされたものです。適用地域、また、課税免除の対象となる企業等の拡大、取得価格などの改正が行われるものですが、本来入ってくるべき固定資産税が、この法改正によって課税免除になる、その減収分となる交付税措置がどうなっているのか伺います。

次に、議案第8号常陸太田市介護保険条例の一部改正についてです。56ページ、第12条保

険料の徴収猶予， 57 ページ， 第 13 条保険料の減免について伺います。 12 条及び 13 条の 1 号から 5 号の条文は全く同じ内容です。 第 12 条で言えば， 4 号から 5 号が新しく追加され， 第 13 条においても， 新たな追加で減免の条件が明確になっております。 第 12 条及び第 13 条の部分で， 収入について著しく減少したとありますけれども， この著しいという捉え方， 考え方は， 例えばこれは収入の何%減となるのか， 数値でさらに明確にしたほうが誰でも同じ判断ができると思います。 今後， この部分については， 規則ができるのかどうかわかりませんが， そういうことも含めまして， この点について伺いたいと思います。

次に， 議案第 20 号平成 29 年度常陸太田市一般会計予算について， 7 点伺いたいと思います。

まず 1 点目， ページ 19， 2 款 1 項 16 目 19 節， 白幡団地転入促進助成費 400 万円の減です。 白幡団地販売については困難を抱えているかと思えますけれども， 29 年度は土地代がゼロ円というか， 土地代がなし。 そして， プラス 100 万円つけたわけでありまして。 昨年 28 年度は土地代だけがゼロということでしたけれども， 今年度も販売がなかったということでありまして。 要件としては， 転入促進とありますから， 市外からの方ということになると思えますが， 29 年度は宣伝など， どのような取り組みをされてきたのか， お伺いをいたします。

2 点目は 22 ページです。 3 款 2 項 3 目 19 節施設型給付費 3,284 万円の増ということで， 議案説明では， 園児数の増加と伺っておりますけれども， この園児数増加等の内訳について伺いたいと思います。

次に 26 ページ， 5 款 1 項 3 目 19 節， 26 ページの一番上にあります機構集積協力金交付事業費 681 万 3,000 円の増額となっております。 当初予算で見ますと， 当初で 520 万円計上されておりますので， 合わせますと 1,201 万 3,000 円の事業になると思えます。 これは県の事業として， 補助金として 5 年間 100%補助ということになりますけれども， この事業の内容について伺いたいと思います。

次に， 同じページになりますけれども， 5 款 1 項 5 目 19 節基幹的水利施設ストックマネジメント事業費 1,046 万 2,000 円の減額となっております。 当初予算で見ますと， 当初予算が 1,255 万 5,000 円計上されておりますので， この事業は差し引きますと約 200 万円の事業ということで， 大きく減額されているものです。 これも県の補助事業ですが， この 200 万円で 29 年度にどのような事業が行われたのか， このことについて伺いたいと思います。

次に， 27 ページ， 6 款 1 項 2 目 19 節ですけれども， この中で 2 点伺いたいと思います。 これらは働く機会創出のための補助金ですが， U I J ターン起業創始者支援事業費 150 万円の減額， 当初予算で 300 万円計上されておまして， 150 万円の執行になります。 これは一見 50 万円の補助という事業ですが， その事業の内訳について伺いたいと思います。 交付決定の内訳について伺いたいと思います。

次に， その下にあります中小企業ビジネスチャレンジ応援事業費が 552 万 3,000 円の減額ということで， 当初予算で 800 万円組んでおりますけれども， 約 250 万円ほど補助金として支出されるということでありまして。 申請件数が何件あったのか伺いたいと思います。

次に， 30 ページですけれども， 7 点目として， 防火水槽整備工事， 8 款 1 項 3 目 15 節に計

上されております。この防火水槽工事，3基ということで，2,402万円，当初予算を組んでおります。この中で工事請負費609万2,000円減額ということで，この中には当然入札差金等も含まれてくるかと思いますが，減額となった理由，また，入札差金の内訳について伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

○加瀬智明総務部長 総務部関係の議案第3号及び第5号についてお答えをいたします。

まず，議案第3号常陸太田市行政組織条例の一部改正についてのご質問にお答えをいたします。

初めに，①条例改正の背景と改正目的，考え方について，及び②の現組織のメリット，デメリットについてでございますが，2問目の現組織のメリット，デメリットというよりも，現組織の経過と課題といたしまして，1問目及び2問目をあわせてお答えさせていただきます。

今回の条例改正の目的は，トップと一体となって総合的な政策の推進と広報戦略の強化を図るため，市長直轄セクションといたしまして，政策推進室を設けるものでございます。

他市におきましても直轄のセクションはございますが，それらは広報広聴機能のみ直轄にするものや企画調整機能のみ直轄にするなどがメインでございまして，総合的な政策機能，政策推進機能，秘書機能，広報広聴機能が一体となる政策推進室は県内では初めての設置でございます。その背景といたしまして，平成26年に総合計画等の各種計画を作成する企画課内に調整係を設け，政策の推進，調整機能を1つに集約をしたところでございます。

しかし，地方創生の流れが加速する中，まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進や公共施設等総合管理計画の策定，特区申請に係る関連業務，課題となっております公共交通の再編，及び自動運転サービス実証実験などの業務がふくそうをいたしまして，当初の狙いでありました政策の調整，推進機能が十分に発揮されないという課題が出てきております。

また，ホームページやフェイスブックの作成，庁内上の情報システムを所管いたします情報化推進係と市報の作成と広聴を担う広報広聴係をあわせ持つ情報政策課におきましては，ホームページやSNSなどの新たな媒体を活用したタイムリーな広報活動の展開を目指しておりましたが，市報の編集作業が主体となり，主としての政策的，戦略的な視点での広報活動，タイムリーな情報提供には至っていないという課題が出てきております。

広聴業務につきましても，もう一つの広聴業務を担います市民相談室は市民生活部市民協働推進課内に設置をされております。

業務のフローは相談内容をまず市民協働推進課内で精査をし，担当する各部局に振り分け，各部局において検討がされ，その後，市民相談室に検討内容が返されるといった流れになっておりますことから，フィードバックに時間を要する状況となっております。

今回，市長直轄セクションとして政策推進室を設置することにより，部局間にまたがります事業や課題の調整，推進の意思決定と実行がよりスピーディーに進められるとともに，戦略的タイムリーな情報発信の施策が展開できるものと考えております。また，施策を進める中で，市民の皆様からのさまざまなご意見やご要望につきましても，市長直轄のセクションの利点でもありま

す迅速な意思決定のもと、スピード感を持って反映できるものと考えております。

次に、③住民サービスの観点からどうなのかについてお答えさせていただきます。今回、市長直轄セクションとしての政策推進室に設けられる政策推進課，秘書課，広報広聴課の3課が常に連携をいたしまして、トップマネジメントを支援していくことになります。部局を超えた総合的な政策推進のほか、部局に属さない特命事案の調査推進，そして、政策的，戦略的な広報業務が可能になるほか、市民相談室を統括することにより、市民の皆様の声をより早く市政に反映していくことが可能になると考えております。

今後も住民サービス及び利便性の向上，事務事業の効率化を常に念頭に置きながら、市民サービスにお応えできるよう、組織等につきましても随時見直しを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、議案第5号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてのご質問にお答えをいたします。

固定資産税の課税免除に伴う減収分に対する交付税措置についてでございますが、今回の法改正では、改正をされた法律に基づき取得をしました固定資産の取得価格が1億円を超えるもの、また、農林漁業及びその関連業種につきましては5,000万円を超えるものについては、3年間課税免除が適用され、その課税免除額の75%が普通交付税で補填をされるものでございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 続きまして、保健福祉部関係の議案第8号，第20号についてお答えをいたします。

まず1点目の議案書52ページ，議案第8号常陸太田市介護保険条例の一部改正にかかわるご質問につきましては、ご質問の1番目の第12条の保険料の徴収猶予において、各条文中の収入が著しく減少したことについては収入の何%の減少となるのか、数値でとのご質問でございますが、各条文中1号の生計を主として維持する者の震災，風水害，火災等，その他に類する災害につきましては、財産の損害割合が30%以上の場合でございます。また、2号の死亡または心身への重大な障害及び長期間の入院による場合，及び3号の事業または業務の休廃止，事業の損失及び失業の場合，4号の干ばつ，冷害等による農作物の不作及び不漁の場合，あわせて5号につきましては、それぞれ収入の減少割合が30%以上の場合でございます。

続きまして、2番目のご質問の13条の保険料の減免につきましても、同様のご質問でございますが、さきに徴収猶予においてご説明をいたしました事業区分は各号とも同様でございますが、減免の割合につきましては、前年の所得により規定するものでございます。具体的には所得を3つに区分し、その所得ごとに財産等の損害または収入の減少の割合を30%以上50%未満，50%以上の2つに分け、減免の額を定めるものでございます。なお、詳細につきましては要綱にも定めてまいります。

続きまして、議案第20号平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）における22ページ，歳出，3款2項3目児童組織における19節負担金，補助及び交付金のうち，負担金施

設型給付費3,284万円の増額補正にかかわるご質問でございますが、この給付費は、市内の民間保育園及び広域保育による市内の公立、民間保育園へ入園する園児数に応じて支払う負担金と保育士等の処遇改善に伴う負担金、2事業についての増額分を計上したものでございます。

その内訳といたしましては、園児数の増分につきましては2,370万1,000円となり、処遇改善分としては913万9,000円が増額となるものでございます。

ご質問の園児数増加等の内訳といたしましては、市内の3つの民間保育園に係る年間の入園児につきましては、当初予算計上時は実人数を344名とし、延べ3,988名で、事業費を3億4,451万7,000円と積算をいたしましたが、決算見込みといたしましては、実人数353名で、延べ4,047名を見込み、事業費は3億5,990万3,000円となるものでございます。

したがって、園児数につきましては、実人数9名、延べ59名が増となり、事業費が1,538万6,000円が増額となるものでございます。

また、市外の26の保育園にかかわる年間の入園児につきましては、当初予算計上時は実人数30名とし、延べ360名で、事業費を3,105万4,000円と積算をいたしましたが、決算見込みといたしましては、実人数41名で、延べ407名と見込み、事業費は3,936万9,000円となるものでございます。したがって、園児数につきましては、実人数11名、延べ47名が増となり、事業費が831万5,000円が増額となるものでございます。

以上2つの事業を合わせまして、園児数につきましては、実人数20名、延べ106名の増となり、事業費が2,370万1,000円が増額となるものでございます。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

○綿引誠二政策企画部長 議案第20号平成29年度一般会計補正予算（第7号）についてのご質問のうち、補正予算書19ページ、2款1項16目19節白幡台団地転入促進助成費についてのご質問にお答えいたします。

白幡台団地の分譲地につきましては、昨年度から応募者が転入者の場合には、無償で譲渡することといたしまして、さらに今年度からは、転入促進助成金として100万円及び温泉施設の利用券を特典として募集してきたところでございます。この募集に当たりましては、現地見学会の開催のチラシを作成いたしまして、東京都内の移住相談窓口及び福島県南部の工業団地の企業へ配布してきたところでございます。さらに、水戸駅構内アドビジョン、常磐線特急車両内のLED掲示板の活用、移住情報誌への掲載、移住相談会での周知、住宅展示場訪問によるハウスメーカーへの情報提供などを行ってきておりまして、昨年7月9日に開催した現地見学会には、二組の方にお越しいただきましたが、契約には至っていない状況でございます。

この助成金につきましては、住宅が完成しまして、そこにお住まいになってから支払うこととしておりますので、今年度につきましては支出する見込みがないことから、400万円の補正減ということになりますが、今後につきましてもPRに努めていきたいと考えております。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 議案第20号平成29年度一般会計補正予算（第7号）の補正予算書26ページ、説明欄1行目になりますが、5款1項3目農業振興費19節機構集積協力金交付事業費

の事業内容についてお答えいたします。

本事業は、農地中間管理機構が農地の集積、集約の実績に基づき、地域及び農地所有者に協力を金を交付する事業でございます。協力金には、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金の3つがございます。

地域集積協力金は、一定の地域内で、その地域内の農地の20%以上を機構に貸し付けた地域に支払われる協力金でございます。

経営転換協力金は、農地所有者が所有する農地の全てを機構に貸し付けた場合に農地所有者に支払われる協力金でございます。

耕作者集積協力金は、農地所有者が2筆以上の農地を機構に貸し付けた場合に農地所有者に支払われる協力金でございます。

次に、同じく補正予算書26ページ、5款1項5目農地費19節負担金及び交付金の負担金、基幹的水利施設ストックマネジメント事業費についてでございますが、本事業は、辰ノ口堰土地改良区の取水堰及び基幹水路の長寿命化を行う県の事業でございます。今年度の事業につきましては、辰ノ口堰の取水堰のラバー交換一式の工事と用水路の補修工事をしたものでございます。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

○岡崎泰則商工観光部長 一般会計補正予算の6款1項2目19節負担金、補助及び交付金の中の、まずUIJターン起業創業者支援事業費の交付決定の内訳についてでございますが、現時点での交付決定者は2名おまして、そのうち1名は市内在住者で、残りの1名は市外からのIターン者となります。

なお、1月時点での相談件数が8件ありまして、そのうち年度内申請1件を見込んで補正をしたものでございますが、その相談者の内訳といたしましては、Iターン者が1名、市内在住者が7名となっております。

次に、中小企業ビジネスチャレンジ応援事業費の取り組みと申請件数でございますが、この事業費につきましては、新製品・新技術等開発事業費補助金、中小企業等販路拡大事業費補助金、また、中小企業等技能訓練事業費補助金の3つの補助事業となっております。これらの補助事業の利用促進を図るための取り組みといたしましては、市内の各工業団地連絡協議会の総会や個別に企業を訪問してのPR、また、市ホームページや広報紙への掲載、金融機関、商工会など、企業や関係機関等への周知に努めてきたところでございます。

次に、申請件数につきましては、中小企業等販路拡大事業費補助金が5件、中小企業等技能訓練事業費補助金が1社で2名、新製品新技術等開発事業費補助金につきましては、相談はあったものの、現在のところ申請までには至っていない状況でございます。

○益子慎哉議長 消防長。

○江幡正紀消防長 議案第20号平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）の30ページにございます、8款1項3目消防施設費15節工事請負費防火水槽整備工事609万2,000円の減額補正についてのご質問にお答えいたします。

平成29年度防火水槽整備工事につきましては、当初の計画どおり、耐震性貯水槽を天神林町

に1基、林野分防火水槽を上宮河内町及び町田町にそれぞれ1基設置し、合計3基の防火水槽を整備してございます。

減額補正の理由といたしましては、予算額2,402万円に対し、3基分の入札差金169万6,000円、及び設計変更に伴い439万6,000円の不用が生じたものでございます。

設計の変更につきましては、天神林町の耐震性貯水槽整備工事において、設置場所が県道及び住宅に隣接するため、当初の概算設計では矢板工法を予定しておりましたが、実施設計におきまして、地盤を掘削する深さが大幅に縮小することが可能となり、さらに地下水による工事障害もないことが確認できたことから、矢板を用いない工事内容に変更したものでございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

議案第3号常陸太田市行政組織条例の一部改正についてですけれども、これは政策推進室、市長直轄ということでは、こういう組織構成は県内では初めてという答弁がありましたけれども、ここで私が1つ懸念するのは、各部がありまして、先ほども部と部の調整ということで、総合計画に基づいて、計画が部と部にまたがる場合も往々にしてこれはあるかと思いますが、そういうところで最終的に決定するのは政策推進室となるのかどうかですね。組織図を見ますと、各部の上に政策推進室があるというような感じに捉えられるわけなんですけれども、このあたりをもう一度伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○20番（宇野隆子議員） 失礼いたしました。続けて。

○益子慎哉議長 続けてやってください。

○20番（宇野隆子議員） はい。

議案第5号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正ですけれども、これは事業所規模にもよりますが、私は、中小企業等々に関する支援というのは非常に大事なことだとは思っておりますけれども、固定資産税の課税免除が3年延期になっているということで、業種分野なども増えております。この減収分は普通交付税で補填されるということでありますけれども、75%ですね。この普通交付税というと、補填はされるけれども、一体これはどこに入ってしまうのかということもありますし、そういうこともともかくとして、やはり入ってくるべきものは入ってきてほしいと思うんですけれども、これは私の意見として述べさせていただきたいと思っております。こういう事業を今後も推進すべきものなのかどうかということも非常に疑問を持っております。

次に、議案第8号常陸太田市介護保険条例の一部改正については、第12条及び13条1号から5号の内容についてですけれども、これはわかりました。

もう一つ、56ページの第12条にあります徴収猶予の部分ですけれども、これで見ますと、1年以内の期限を限って徴収することができるとありますけれども、この1年をどのように見るのかということですが、これは当年度の中での1年なのか、年度をまたいでの1年と見るのか。例えば当年度ですと、5月に長期入院になってしまったとなれば、当然仕事ができなくて収入が

減ります。それで申請したと。5月、6月に申請しても、来年の3月までですから、9カ月、10カ月はあるわけです。この年、秋の台風とか12月のころに何かあったという場合、年度内だと猶予期間というのは3カ月になってしまうわけですね。だから、それらのことを考えますと、期限を1年以内に限ってということですが、1年以内というのはどのような意味を持つのか、これについて伺いたいと思います。

議案第20号の29年度の一般会計補正予算については了解をいたしました。この中で、1点だけ伺いたいと思います。26ページの9目19節基幹的水利施設ストックマネジメント事業費1,046万2,000円の減ということで、先ほども申しましたけれども、当初予算が1,255万5,000円、この事業は約200万円ということで、200万円の事業といいますと、当初予算よりも大きく後退ということになると思うんですけれども、ラバー交換と水路の改修ということですが、例えば水路の改修についてはどこまで当初予算を組んでいて、この予算の中でどこまでできたのか、そのことについて伺いたいと思います。

以上です。

○益子慎哉議長 総務部長。

○加瀬智明総務部長 2回目のご質問にお答えをいたします。

部局をまたがる場合の最終決定はどこかというようなご質問でございますが、政策推進室、1回目に答弁をいたしましたように、部局間をまたがります事業の課題の調整、推進の意思決定、この実行がスピーディーに進められるということになります。市長に対しての部局間をまたがる課題、また調整、そのような過程をきちんと情報提供することによって、最終決定というのはあくまでも市長になると思っております。

それと、部の上の組織なのかということでございますが、部局外の組織ということでございますので、組織表上、上にあるから部の上、下というような表現ではございません。あくまでも、組織図上の直轄組織ということですので、このような組織図になるということでございます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 介護保険条例の徴収猶予の期間でございますけれども、申請があったときを起点として、年度をまたいでも、1年以内の期間とするものでございます。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 補正予算書の中の基幹的水利施設ストックマネジメント事業についてのご質問にお答えいたします。

まず本事業でございますが、本事業は、国の交付金を活用した県事業でありまして、国からの交付金が減額になったことに伴い、事業主体である茨城県において事業費を減額したことによる今回の補正は市の負担金の減額補正でございます。

総事業費でございますが、平成29年度予定しておりましたのが1億5,000万円でした。それが国からの補助金、交付金が減額になったことによりまして、2,500万円の事業となったものでございます。その事業の負担割合でございますが、国が50%、県が25%、市が10%、地元が15%、これを負担割合として事業を進めているところでございまして、なお、市の10%

につきましては、辰ノ口改良区が常陸太田市と常陸大宮市にまたがることから、面積按分として、10%のうちの83.7%が常陸太田市、16.3%が常陸大宮市となる事業でございます。

なお、特に用水路の補修工事は全延長が21キロメートルある基幹的水路で、当初計画では7.4キロを計画しておりましたが、事業費の大幅削減によりまして、0.5キロの補修にとどまったということでございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。3回目ですけれども、1点だけ重ねて質疑したいと思います。議案第3号ですけれども、いろいろご答弁もいただきましたので、大体イメージ、その他はつかめました。この政策推進室は3課ありますけれども、広聴広報、その他除いて、政策推進という部分で、これは、どうも政策推進のための集団なのかと、こういうふうにも見えるんですけれども、この点のみ伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○加瀬智明総務部長 3回目のご質問にお答えをいたします。

政策推進室の中の政策推進課のお話も含まれるかと思っておりますけれども、政策推進課が直接事業を推進をするということにはございません。先ほどの2回目の質問にも重複してまいりますけれども、それぞれの事業を調整した中で、担当部、担当課の中で、当然、決済は事業推進する上では進められるものでございますので、政策推進集団として、全てを政策推進室が行うものではなくてもないかと。事業というのはそれぞれの担当部局が行っていく。ただ、部局をまたがる場合の調整というのは、政策推進室がスピーディーに行っていく。最終的には、事業というのはそれぞれの部局が行いますので、そこで起案がなされ、事業が執行されるということになってまいります。

○益子慎哉議長 以上で質疑を終結いたします。

○益子慎哉議長 お諮りいたします。

議案第28号から議案第37号まで、以上10件については、19名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第37号まで、以上10件については、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○益子慎哉議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、森山一政議員、小室信隆議員、菊池勝美議員、諏訪一則議員、藤田謙二議員、木村郁郎議員、深谷渉議員、平山晶邦議員、菊池伸也議員、深谷秀峰議員、高星勝幸議員、成井小太郎議員、

茅根猛議員，福地正文議員，川又照雄議員，後藤守議員，黒沢義久議員，高木将議員，宇野隆子議員，以上19名を指名したいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。

よって，ただいま指名しました19人を予算特別委員会の委員にすることに決しました。

この際，委員会条例第8条第2項の規定により，委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間，暫時休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時52分再開

○益子慎哉議長 休憩前に引き続き，会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において，委員長及び副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長，木村郁郎議員，副委員長，菊池伸也議員。

以上であります。

○益子慎哉議長 次に，議案第1号から議案第27号まで，以上27件については，お手元に配付しております議案等委員会付託表のとおり，それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 請願第1号

○益子慎哉議長 次に，日程第2，請願第1号「東海第二原子力発電所の20年延長稼働に反対する意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については，お手元に配付してありますとおり，総務委員会に付託いたします。

○益子慎哉議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は，3月19日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分散会